

新型コロナウイルス感染に伴う濃厚接触者等の対応について(通知)

平素より、本市教育にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、3学期開始以降、新型コロナウイルス感染症の陽性者は市内でも増加しております。臨時休業等の対応については、令和4年1月7日、2月10日に文書をお送りしたところですが、オミクロン株等変異株の感染拡大に伴い、濃厚接触者等の対応について以下のとおり一部変更いたしましたのでお知らせします。

各学校園では、感染防止対策の尚一層の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましても、引き続きご協力をお願いします。

1 学級等で陽性者が発生し、幼児・児童・生徒（以下、児童等）が濃厚接触者となったり、感染の恐れがあったりする場合

①児童等が【濃厚接触者】として検査を受ける場合

・症状がない⇒最後に接触した日から7日目まで自宅待機。8日目から登校可能。

最後に接触した日から10日間は健康観察を実施。

・症状がある⇒医療機関を受診し指示に従う。検査結果が出るまで自宅待機。

※PCR検査等を実施しないと決定された場合や、速やかな実施ができない場合も同様

② 児童等が【風邪症状】のため検査を受ける場合

・陽性の場合⇒保健所の指示に従う。

・陰性の場合⇒症状がなくなってから3日が経過するまでは自宅で健康観察。

2 同居家族が濃厚接触者となったり、感染の恐れがあったりする場合

① 同居家族が【濃厚接触者】等として検査を受ける場合

・同居家族に症状がない⇒児童等の行動制限はない。しかし、結果が判明するまで登校を控える方が望ましい場合は柔軟に対応する。

・同居家族に症状がある⇒同居家族の検査結果が出るまで自宅待機。

陽性の場合→保健所の指示に従う。

陰性の場合→同居家族の症状がなくなるまで登校を控える。

※PCR検査等を実施しないと決定された場合や、速やかな実施ができない場合も同様

② 同居家族が【風邪症状】のため検査を受ける場合

・同居家族の検査結果が出るまで自宅待機。

陽性の場合→保健所の指示に従う。

陰性の場合→同居家族の症状がなくなるまで登校を控える。

3 同居家族が陽性者となり、児童等が【濃厚接触者】となった場合

同居家族が社会的機能維持者であるか否かにかかわらず、児童等は、同居家族の発症日（無症状の場合は検体採取日）または、同居家族の発症により住宅内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目に解除）の自宅待機とする。ただし、同居家族の中で別の家族が発症した場合は、改めてその日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、同居家族が診断時点で無症状であり、その後に発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

○上記以外にも、個別のケースにつきましては、各学校までご相談ください。

○個人情報保護の観点から、感染した幼児・児童・生徒、教職員やその家族について、個人情報特定されることのないよう、ご協力をお願いします。